

○社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号） 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年 3月26日 制 定 令和 6年11月 7日 最終改正</p> <p>本編</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年11月7日付け国官会第15591号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。</u></p> <p>附属第I編 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-12 都市公園・緑地等事業 イ-12-(6) 古都保存・緑地保全等事業</p> <p>古都における歴史的風土の保存を図るために、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。）<u>第12条</u>の規定による歴史的風土特別保存地区（以下12関係部分において単に「歴史的風土特別保存地区」という。）内の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等を行うとともに、都市における緑地の保全を図るために、都市緑地法（昭和48年法律第72号）<u>第17条</u>の規定による特別緑地保全地区内等の土地</p>	<p style="text-align: center;">社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年 3月26日 制 定 令和 6年 3月29日 最終改正</p> <p>本編</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附属第I編 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-12 都市公園・緑地等事業 イ-12-(6) 古都保存・緑地保全等事業</p> <p>古都における歴史的風土の保存を図るために、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。）<u>第11条</u>の規定による歴史的風土特別保存地区（以下12関係部分において単に「歴史的風土特別保存地区」という。）内の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等を行うとともに、都市における緑地の保全を図るために、都市緑地法（昭和48年法律第72号）<u>第12条</u>の規定による特別緑地保全地区内等の土地の買入れ、</p>

改正案	現行
<p>の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業をいう。</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イー12 都市公園・緑地等事業</p> <p>イー12－(5) 緑地環境事業</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</p> <p>2 事業要件（通常型）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 本事業の交付の対象となる事業は、以下1) 及び2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <p>i) 公園緑地の整備及び用地取得</p> <p>ii) 公共公益施設の緑化</p> <p>iii) 民間建築物の緑化</p> <p>iv) 市民農園の整備</p> <p>v) 緑化施設の整備</p> <p>vi) グリーンインフラに関する計画策定</p> <p>vii) 整備効果の検証</p> <p><u>viii) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等</u></p> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i) ～v) のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又</p>	<p>損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業をいう。</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イー12 都市公園・緑地等事業</p> <p>イー12－(5) 緑地環境事業</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</p> <p>2 事業要件（通常型）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 本事業の交付の対象となる事業は、以下1) 及び2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <p>i) 公園緑地の整備及び用地取得</p> <p>ii) 公共公益施設の緑化</p> <p>iii) 民間建築物の緑化</p> <p>iv) 市民農園の整備</p> <p>v) 緑化施設の整備</p> <p>vi) グリーンインフラに関する計画策定</p> <p>vii) 整備効果の検証</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの、<u>または、</u>1) i) ～v) のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域</p>

改正案	現行
<p>は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>又はviii)の場合については、本要件は適用しない。</u></p> <p>3 事業要件（防災・減災型）</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 本事業の交付の対象となる事業は、以下1)及び2)を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共公益施設の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) 既存緑地の保全利用施設の整備 vii) グリーンインフラに関する計画策定 viii) 整備効果の検証 <u>ix) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等</u> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの <u>又は1) i)～vi)のうち2つ以上の事業を実施するもの。</u>ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>又はix)の場合について</u></p>	<p>又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>には、一の事業主体により実施するものを含む。</u></p> <p>3 事業要件（防災・減災型）</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 本事業の交付の対象となる事業は、以下1)及び2)を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共公益施設の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) 既存緑地の保全利用施設の整備 vii) グリーンインフラに関する計画策定 viii) 整備効果の検証 <u>(新設)</u> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの、<u>または、1) i)～vi)のうち2つ以上の事業を実施するもの。</u>ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>には、一の事業主体に</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="376 212 712 244"><u>は、本要件は適用しない。</u></p> <p data-bbox="286 308 521 387">4 交付対象 地方公共団体</p> <p data-bbox="286 451 465 483">5 留意事項</p> <p data-bbox="320 499 510 531">①～⑦ (略)</p> <p data-bbox="320 547 1115 770"><u>⑧都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高い Well-being 向上に資する事業が含まれるものに限る。</u></p> <p data-bbox="264 834 589 866">Ⅲ 市民緑地等整備事業</p> <p data-bbox="297 882 409 914">1 定義</p> <p data-bbox="365 930 432 962">(略)</p> <p data-bbox="320 978 1115 1153">①地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法<u>第81条</u>に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。以下12－（5）関係部分において同じ。）が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。</p> <p data-bbox="320 1169 510 1201">②～④ (略)</p> <p data-bbox="197 1313 790 1345">イ－12－（6）古都保存・緑地保全等事業</p> <p data-bbox="230 1361 465 1393">2. 交付対象事業</p>	<p data-bbox="1328 212 1664 244"><u>より実施するものを含む。</u></p> <p data-bbox="1238 308 1473 387">4 交付対象 地方公共団体</p> <p data-bbox="1238 451 1417 483">5 留意事項</p> <p data-bbox="1272 499 1462 531">①～⑦ (略)</p> <p data-bbox="1283 547 1384 579"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1216 834 1541 866">Ⅲ 市民緑地等整備事業</p> <p data-bbox="1249 882 1361 914">1 定義</p> <p data-bbox="1317 930 1384 962">(略)</p> <p data-bbox="1272 978 2067 1153">①地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法<u>第69条</u>に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。以下12－（5）関係部分において同じ。）が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。</p> <p data-bbox="1272 1169 1462 1201">②～④ (略)</p> <p data-bbox="1149 1313 1742 1345">イ－12－（6）古都保存・緑地保全等事業</p> <p data-bbox="1182 1361 1417 1393">2. 交付対象事業</p>

改正案	現行
<p>I 古都保存事業</p> <p>1 定義 (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1) 古都保存法第 12 条の規定による土地の買入れ及び第 13 条第 3 項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れの要件</p> <p>以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>① 古都保存法第 12 条に規定する「特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地。</p> <p>(略)</p> <p>② 古都保存法第 12 条に規定する「許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が古都保存法第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の政令で定める行為であり、次の要件の一に該当するもの。</p> <p>(2) 歴史的風土の保存上必要な土地の買入れの要件</p> <p>以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>((1)による買入れを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 古都保存法第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の政令で定める行為が行われるおそれがあり、歴史的風土の保存上支障が生じると認められる場合とする。た</p>	<p>I 古都保存事業</p> <p>1 定義 (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1) 古都保存法第 11 条に規定による土地の買入れの要件</p> <p>以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>① 古都保存法第 11 条に規定する「特別保存地区内の土地で、歴史的風土の保存上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地。</p> <p>(略)</p> <p>② 古都保存法第 11 条に規定する「許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたす」ものとして、当該行為が古都保存法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の政令で定める行為であり、次の要件の一に該当するもの。</p> <p>(2) 歴史的風土の保存上必要な土地の買入れの要件</p> <p>以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>((1)による買入れを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 古都保存法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の政令で定める行為が行われるおそれがあり、歴史的風土の保存上支障が生じると認められる場合とする。た</p>

改正案	現行
<p>だし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものに限る。</p> <p>(3) 損失の補償の要件</p> <p>古都保存法第9条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 機能維持増進事業の要件</p> <p>① 対象事業要件</p> <p>歴史的風土保存計画又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること <u>(都市緑化支援機構が行う場合も含む。)</u>。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>② 面積要件</p> <p>(略)</p> <p>(7) 対象事業内容</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償、<u>土地の買入れ及び古都保存法第13条第5項に規定する負担</u>並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。</p> <p>(略)</p> <p>II 緑地保全等事業</p>	<p>だし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものに限る。</p> <p>(3) 損失の補償の要件</p> <p>古都保存法第8条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 機能維持増進事業の要件</p> <p>① 対象事業要件</p> <p>歴史的風土保存計画又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>② 面積要件</p> <p>(略)</p> <p>(7) 対象事業内容</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償<u>及び</u>土地の買入れ並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。</p> <p>(略)</p> <p>II 緑地保全等事業</p>

改正案	現行
<p>1 定義 (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1)都市緑地法第 17 条の規定による土地の買入れ<u>及び第 17 条の 2 第 3 項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れ</u>の要件 以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5)機能維持増進事業の要件</p> <p>①対象事業要件 緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること <u>(都市緑化支援機構が行う場合も含む。)</u>。 1)～4) (略)</p> <p>②面積要件 (略)</p> <p>(6)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ、<u>都市緑地法第 17 条の 2 第 5 項に規定する負担</u>及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。</p>	<p>1 定義 (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1)都市緑地法第 17 条の規定による土地の買入れの要件 以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5)機能維持増進事業の要件</p> <p>①対象事業要件 緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること。 1)～4) (略)</p> <p>②面積要件 (略)</p> <p>(6)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。</p>

改正案	現行
<p>ロ-12-(5) 緑地環境事業</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</p> <p>2 事業要件 (通常型)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <p>i) 公園緑地の整備及び用地取得</p> <p>ii) 公共公益施設の緑化</p> <p>iii) 民間建築物の緑化</p> <p>iv) 市民農園の整備</p> <p>v) 緑化施設の整備</p> <p>vi) グリーンインフラに関する計画策定</p> <p>vii) 整備効果の検証</p> <p><u>viii) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等</u></p> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの <u>又は</u> 1) i) ～ v) のうち 2 つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500 m² 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>又はviii) の場合については、本要件は適用しない。</u></p> <p>3 事業要件 (防災・減災型)</p>	<p>ロ-12-(5) 緑地環境事業</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</p> <p>2 事業要件 (通常型)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <p>i) 公園緑地の整備及び用地取得</p> <p>ii) 公共公益施設の緑化</p> <p>iii) 民間建築物の緑化</p> <p>iv) 市民農園の整備</p> <p>v) 緑化施設の整備</p> <p>vi) グリーンインフラに関する計画策定</p> <p>vii) 整備効果の検証</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの、<u>または、</u> 1) i) ～ v) のうち 2 つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500 m² 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>には、一の事業主体により実施するものを含む。</u></p> <p>3 事業要件 (防災・減災型)</p>

改正案	現行
<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共公益施設の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) 既存緑地の保全利用施設の整備 vii) グリーンインフラに関する計画策定 viii) 整備効果の検証 <u>ix) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等</u> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの又は 1) i) ～vi) のうち 2 つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500㎡ 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>又は ix) の場合については、本要件は適用しない。</u></p> <p>4 交付対象 地方公共団体</p> <p>5 留意事項</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。</p> <p>1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共公益施設の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) 既存緑地の保全利用施設の整備 vii) グリーンインフラに関する計画策定 viii) 整備効果の検証 <u>(新設)</u> <p>2) 複数の事業主体により実施するもの、<u>または、</u> 1) i) ～vi) のうち 2 つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500㎡ 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合 <u>には、一の事業主体により実施するものを含む。</u></p> <p>4 交付対象 地方公共団体</p> <p>5 留意事項</p>

改正案	現行
<p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ 都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高い Well-being 向上に資する事業が含まれるものに限る。</u></p> <p>附属第三編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-12 都市公園・緑地等事業 イ-12-(6) 古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額</p> <p>I 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償、<u>土地の買入れ及び古都保存法第13条第5項に規定する負担</u>に要する費用にあつては、当該費用の額の10分の7(明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては2分の1)、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の2分の1とする。</p> <p>II 緑地保全等事業 本事業の基礎額は、土地の買入れ、<u>都市緑地法第17条の2第5項に規定する負担</u>及び損失の補償に要する費用にあつては、当該費用の3分の1(近郊緑地保全事業に係るものについては100分の55)、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用に</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附属第三編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-12 都市公園・緑地等事業 イ-12-(6) 古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額</p> <p>I 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償<u>及び</u>土地の買入れに要する費用にあつては、当該費用の額の10分の7(明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては2分の1)、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の2分の1とする。</p> <p>II 緑地保全等事業 本事業の基礎額は、土地の買入れ、及び損失の補償に要する費用にあつては、当該費用の3分の1(近郊緑地保全事業に係るものについては100分の55)、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の2分の1とする。</p>

改正案	現行
あつては、当該費用の2分の1とする。	